

災害弔慰金について

熊本地震で死亡した住民の遺族や、熊本地震で負傷したり疾病にかかって、治癒後に障害がある住民に対して弔慰金が支給されます。

災害関連死に認定された場合や、災害障害見舞金の対象になった人が支給対象です。

【問い合わせ】 役場 福祉課 ☎096-293-3510

地域支え合いセンターについて

被災した人が安心できる日常生活を取り戻し、生活再建できるように見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行うために、「地域支え合いセンター」を開設しています。生活支援相談員などが困り事や各種相談、交流の場づくりのお手伝いを行います。被災した人すべてが対象ですので、お気軽にご利用ください。

祝日を除く月～金の午前9時～午後5時、町社会福祉協議会駐車場内プレハブで開設。

【問い合わせ】 地域支え合いセンター ☎090-8622-2030

国民健康保険一部負担金猶予・免除について 後期高齢者医療保険料減免と一部負担金猶予・免除について 介護保険料減免・サービス利用料の一部負担金免除について

今回の熊本地震で、居住する住宅が半壊以上の判定を受けた人や、世帯主（主たる生計維持者）が死亡または重篤な障害を負ったり収入が激減した人については、各保険料が減額や免除になります。また、病院などの窓口での負担が猶予されたり免除になります。

必要書類を添えた申請書の提出や、免除証明書の交付を受けなければなりませんので、あらかじめ手続きをお済ませください。なお、**申請期限がそれぞれ異なり、後期高齢者医療保険料減免は平成29年4月13日まで、介護保険料減免は平成29年3月31日までとなっています。**また、**一部負担金免除の取り扱いは平成29年2月末日までとなっています。**期限が異なりますので、くれぐれもご注意ください。

【問い合わせ】 役場 健康保険課 ☎096-293-3114（国保・後期高齢）

役場 福祉課 ☎096-293-3510（介護保険）

経済部

農産物の生産・加工に必要な施設・ 機械などの被災補助について

熊本地震によって被災した農業者（経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年50万円以上の農家）に対して、農産物の生産・加工に必要な施設・機械などの修繕や再建・取得などに補助する制度があります。手続きなどのお問い合わせについては、随時受付中です。**補助率は事業費（税抜）の9割（うち国が5割、県と町がそれぞれ2割ずつ補助します）。**300経営体（農業者）から11月1日時点で、要望件数が507件、278,903万円の要望金額があがっています。

【問い合わせ】 役場 農政課 ☎096-293-3116

